

(5) 痴呆性高齢者支援対策について

ア 高齢者痴呆介護研究センターについて

全国3か所の高齢者痴呆介護研究センター（以下「研究センター」という。）は、本年2月末までにそれぞれ整備が完了する予定であり、3月に行政職員を対象とした「痴呆介護行政推進担当者研修」を実施し、4月以降本格的な指導者養成研修を実施することとしている。

(ア) 痴呆介護行政推進担当者研修（平成13年3月に実施）

当研修は、各都道府県等において痴呆対策を担当する行政職員に対し、今後の痴呆性高齢者に対する施策や平成13年度以降の痴呆介護研修事業等をより円滑に進めるために、研究センターの業務及び痴呆性高齢者の介護等に関する理解を一層深めていただくことを目的とした研修であることから、各都道府県等においては、当研修に対する積極的な研修受講者の派遣方を願います。

(イ) 指導者養成研修（平成13年4月以降に実施）

当研修は、4月以降本格的に実施されるが、平成13年度については、実質的には初年度の研修であり、平成14年度以降全国的に展開される痴呆介護研修の基本的なあり方を形付ける重要な研修となることから、研修受講者は、各都道府県等において痴呆介護に関し特に中核的な役割を担うことが期待される者等からの選考を願います。また、痴呆性高齢者グループホームの管理者及び計画作成担当者については、各都道府県等で実施される実務者研修（基礎課程）の受講が義務づけられたこと等も踏まえ、研修受講者選考の際には、痴呆性高齢者グループホームにおける経験が豊富な者も考慮願いたい。

なお、当研修の受講手続きについては、各研究センターで募集要項を作成し、厚生労働省経由で各都道府県等に通知し、各都道府県等で選考を行った研修受講者に関する必要書類を準備し、厚生労働省経由で、各研究センターに提出するものとする。

また、当研修の具体的な内容については、標準的なカリキュラム（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省

老人保健福祉局計画課長通知)により通知)を基に、現在、厚生労働省及び各研究センターにおいて検討を行っているところであるが、その検討の中で、研究センターで行われる30日間(6週間)の研修を前期と後期に分割し(前期・後期の期間は未定)、研修受講者が各自の職場等に一旦戻り、約4週間の職場研修を行ったうえで再び研究センターで研修を受けることとする見通しである。(資料1)

具体的な内容については、追ってお知らせする。

(ウ) 痴呆介護に関する研究について

平成12年9月29日に痴呆性高齢者の介護に関する研究について、専門的・学際的な観点から検討を行うことを目的として、「痴呆介護研究検討会議」を設置したところである。そこで、痴呆性高齢者の介護サービスにおけるアセスメントとケアプランの現状と課題を明らかにするとともに、痴呆性高齢者に関するアセスメント指針、ケアプラン作成指針を策定することを目的として、「痴呆性高齢者に適したアセスメントとケアプランのあり方に関する研究」が3か所の研究センターの共通研究テーマとして決められたところである。

現在、この研究は、「痴呆介護研究検討会議」の下に設置された「痴呆性高齢者アセスメント・ケアプラン研究班」において実施されており、本年1月には、全国の先進的な取り組みを行っていると思料される施設又は居宅サービス事業者の介護計画作成担当者等に参集いただき、痴呆性高齢者のアセスメント・ケアプランに関するワークショップを実施したところである。今後、これらの機会に寄せられた現場からの意見等も参考として、平成13年度中を目途に痴呆性高齢者のアセスメント・ケアプラン作成指針(仮称)の作成に向けた研究を実施していく予定である。

イ 痴呆介護研修事業について

各都道府県等においては、研究センターで実施される「指導者養成研修」の受講修了者等を中心として、介護保険施設に従事する介護職員等に対して、痴呆介護に

関する知識及び技術を修得するための「実務者研修」を円滑実施する必要があるので、①「実務者研修」の実施及び受講者の派遣について関係団体・施設等に積極的にPRすること②研修拠点施設との連絡及び講師の確保について所要の準備を進めること等により、実施について積極的に取り組んでいただきたい。

なお、「実務者研修」のテキストについては、各都道府県等における平成13年度からの活用に向けて、現在作成作業を進めている。

また、「痴呆介護研修推進計画」の策定を「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により通知しているところであるが、平成12年度～平成16年度までの「痴呆介護研修推進計画」については、以前にもお知らせしているが、平成12年度末までに策定し当課あて提出していただきたい。

ウ 痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について

痴呆性高齢者支援対策の柱である痴呆性高齢者グループホームについては、平成16年度までに3,200か所の整備を見込んでいるところであり、地域のニーズを踏まえたさらなる整備の推進が期待されている。

既に全国介護保険担当課長会議（平成12年11月16日）においても、今後、グループホームの適正な普及を図るための諸施策の基本方針についてお知らせしているところであるが、その後、次のような施策を順次実施してきたところである。

- ・単独型グループホーム及びNPO法人等への施設整備費の補助拡大（資料2、資料3）
- ・住宅地への建設の促進（単独型グループホームへの施設整備費の条件として導入済み。）

なお、上記以外の適正普及策（管理者やスタッフに対する研修の義務づけ、サービス評価の義務づけ、情報公開の推進、市町村との連携強化等）についても、現在その詳細につき検討を行っており、3月中にはお示しする予定であるが、各グループホームに義務づける予定の情報公開の項目は、現在のところ資料4のように考え

ているところである。

また、サービス評価について、現在、全国痴呆性高齢者グループホーム協会に設置された検討会においてご検討いただいている内容の概要は資料5のとおりである。

エ 徘徊高齢者保護システムの整備について

痴呆性高齢者が徘徊行動により所在不明となった場合に高齢者を安全・迅速に保護することは痴呆性高齢者支援対策の重要な課題である。

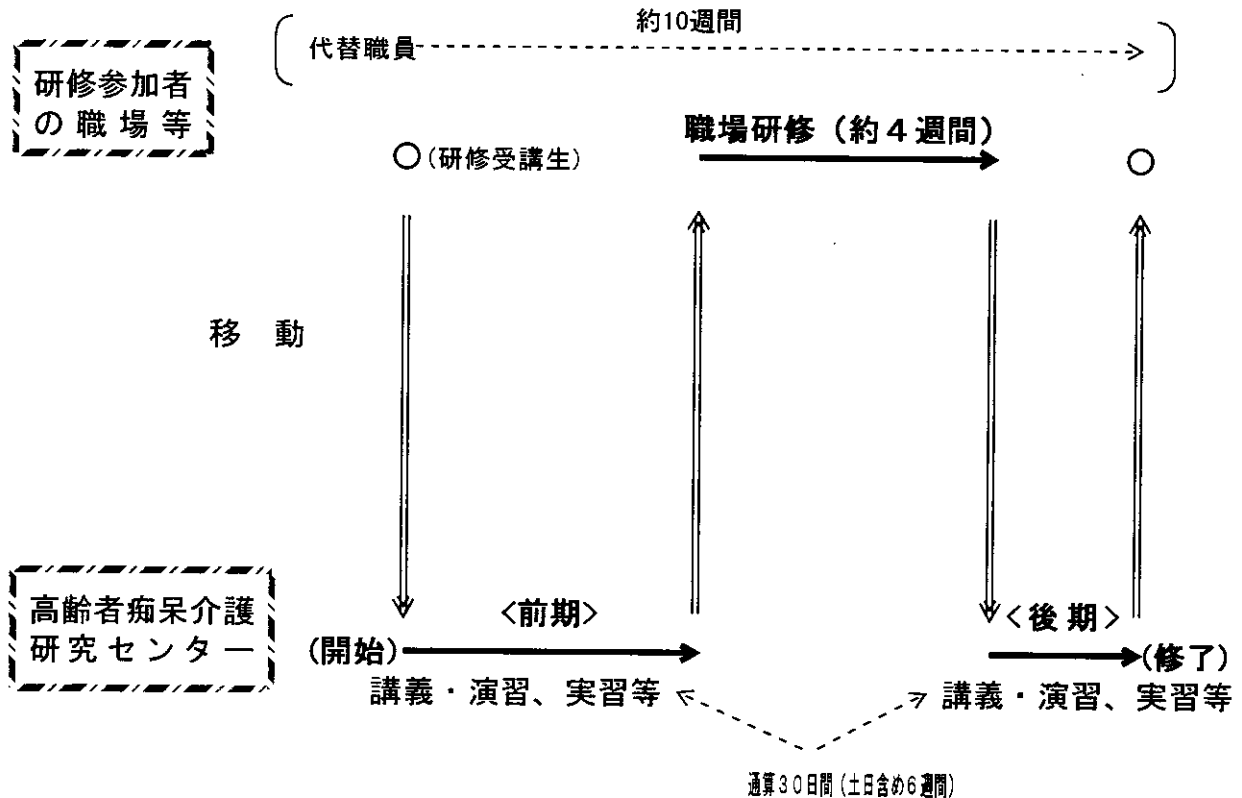
このため、平成13年度予算（案）において、高齢者ITケアネットワーク支援事業として、徘徊高齢者保護システムの整備を図るための予算を確保したところである。

この事業は、徘徊により所在不明となった高齢者の位置をPHSやGPSの通信技術を用いて検索する従来の事業（徘徊高齢者家族支援サービス事業）に加え、徘徊高齢者の家族が保護できない場合に、家族に代わり高齢者を保護する体制を整備する事業である。

各都道府県においては、この事業推進のための会議を設置し、管下市町村における徘徊高齢者保護体制の整備及び家族からの保護の依頼により最寄りの保護機関への連絡を行う広域保護情報センターを整備していただくこととなる。

広域保護情報センターの整備に当たっては、その事業内容及び経費の面からできる限り広域的に行うことが望ましいと考えているが、具体的方策については現在検討中であり、まとも次第お示しすることとしている。（資料6）

痴呆介護指導者養成研修の研修受講者の動き



※上記のように、痴呆介護指導者養成研修の期間中に研修参加者は、職場と高齢者痴呆介護研究センターを2往復することとなる。

(参考)

痴呆介護指導者養成研修の標準的なカリキュラム

講義・演習 5日間(40時間)

実習等 25日間(200時間)

職場研修 約4週間(1日誌)

→ 自らの職場等において、研修を通して修得した理念や方法を活用して次の2つの課題に取り組み、レポートを作成する。

①介護の質の改善に向けた取り組みを行うこと。

②痴呆介護に関する研究課題を自ら設定し、研究活動に取り組むこと。

痴呆性高齢者グループホームの整備の推進

1 趣 旨

小規模な住空間において、少人数の痴呆性高齢者がケアを受けながら共同生活を送る痴呆性高齢者グループホームの整備を推進する。

従来は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設又は隣接して整備する場合について補助を行ってきたが、一定の要件を満たす単独型グループホームの整備に対しても12年度補正予算から補助対象とし、痴呆性高齢者グループホームの整備を推進しているところ。

※一定の要件

- ① 入居者のバックアップ体制を確実に確保できるよう介護保険施設等の連携施設との間に具体的な連携・支援の内容（サービスの提供、緊急時の対応等）を定めた覚書等があること。
- ② 地域への開放性（地域交流）が確実に確保できるよう、市町村の意見書があること。

2 内 容

(1) 整備か所数 500か所

(2) 補助内容

- ① 社会福祉施設等施設・設備整備費
(補助対象の拡大)

NPO法人等が設置する痴呆性高齢者グループホームに対して市町村が助成を行う場合に施設整備費を補助

(補助先)

市町村、社会福祉法人

(補助率)

1/2、定額（2,000万円以内）

- ② 保健衛生施設等施設整備費

(補助先)

医療法人

(補助率)

定額（2,000万円以内）

【参考】痴呆性高齢者グループホーム整備費補助の概要

補助金名	社会福祉施設等施設（設備） 整備費補助金	保健衛生施設等施設整備費補助金
補 助 先	市町村・社会福祉法人	医療法人
補 助 率	1/2、定額（2,000万円以内）	定額（2,000万円以内）
補助実績	185か所（10・11年度）	9.2か所（11年度）

※ゴールドプラン21（平成16年度介護サービス提供見込量）3,200か所

痴呆性高齢者グループホームの施設整備費補助の対象範囲の拡大について

<趣旨>

- 痴呆性高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）は、痴呆性高齢者が小規模な住居（5～9人）でケアを受けながら共同生活を送るものであり、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で痴呆に伴う生活行動障害や問題行動が緩和され、自分らしさや誇りを保った暮らしが確保されるものである。
- グループホームは、痴呆性高齢者に対するケアにおいて重要な役割を果たすことが期待されている。このため、ゴールドプラン21においても、平成16年度に3200ヶ所の整備を見込んでおり、その整備の推進が求められていることから、今回、平成16年度までの緊急措置として、施設整備費補助の対象範囲を拡大するものである。

（従来の対象法人）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市町村 ○社会福祉法人 ○医療法人等 |
|---|



（新たに対象となる法人）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○一定の要件を満たしたNPO法人 ○民法第34条に基づく法人 ○農業協同組合・消費生活協同組合 |
|---|

<今回の措置の概要>

（1）市町村を主体とした助成システム

- 今回の措置は、市町村が自らの判断により、地域のNPO法人等が運営するグループホームに対して施設整備費補助を行う場合に、国が財政的に支援するものである。これは、グループホームについては、地域に最も身近な行政主体である市町村が、その整備と適正な運営の確保について中心的な役割を担うことが適切であるという考え方に基づくものである。

- * グループホームについては、介護保険法上の指定にあたって市町村の意見書が必要とされるほか、市町村への情報提供を義務付けるなど、市町村の関与を強化する措置を平成13年度以降順次実施する予定である。

また、今回の措置により施設整備の対象となるグループホームは、地域との交流や開放性を確保する観点から、市町村が行う痴呆介護相談や家族介護教室等も実施することとする。

(2) 新たに対象となる法人について

- 新たに対象となる法人については、施設整備補助制度の趣旨を踏まえ、
 - (7) 営利を目的とするものでないこと、
 - (イ) 残余財産が分配される場合に私人に帰属するような事態が生じないこと、
 - (ウ) 関係法令や補助条件等により、実質的には社会福祉法人に準じた公的関与を確保すること等の条件を考慮している。

- ① 対象は、(7)一定の要件を満たすNPO法人、(イ)民法第34条に基づく法人、(ウ)農業協同組合及び消費生活協同組合とする。

- * NPO法人については、関係法令（特定非営利活動促進法等）に基づく規制のほか、補助条件として事業運営の適切性等について規制を設ける。
- * 農業協同組合及び消費生活協同組合については、関係法令に基づく規制のほか、グループホーム運営に係る部分は区分経理を行い、その部分について配当を行わないようにすることを補助条件とする。

- ② 対象となる法人が解散する際には、施設整備補助の対象となった残余財産が、国、地方公共団体又はグループホーム運営を目的とする法人に帰属するようにすることを補助条件とする。

- ③ さらに、市町村の助成要綱や介護保険法等に基づき、市町村はグループホームの運営等について指導監督を行い、また、都道府県が介護保険法や老人福祉法に基づき指導監督を行う。

(3) 補助内容

国庫補助額：2,000万円以内（ただし総事業費の2分の1まで）

- * 従来から、NPO法人等が民家を改修してグループホームを運営する場合については、介護予防事業等を行うことを条件として、市町村が初度設備費（500万円）を助成する制度が設けられている（介護予防・生活支援事業）。

痴呆性高齢者グループホームに係る情報提供の項目(案)

(平成 年 月 日現在)

1) 事業主体の概要

グループホーム名		事業主体名	
----------	--	-------	--

2) 事業の目的及び運営の方針

--

3) 組織の概要

所在地及び連絡先	〒		TEL
			FAX
開設年月日	昭和・平成 年 月 日	ユニット数と利用定員	()ユニット 利用定員()人
グループホームの併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)			

4) 建物の概要

用途地域	
交通の便(最寄りの交通機関等)	
建物形態	<input type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型
建物構造	()造り(階建ての 階部分)
広さ	敷地面積()㎡ 延床面積()㎡ 居室面積()㎡
夫婦部屋(二人部屋)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

5) 利用料等 (入居者の負担額)

家賃 (月額)	() 円		
保証金の有無 (入居時一時金)	<input type="checkbox"/> 有 () 円 <input type="checkbox"/> 無		
	有の場合償却の有無	<input type="checkbox"/> 有 (期間:) <input type="checkbox"/> 無	
食費	朝食 () 円	昼食 () 円	
	夕食 () 円	おやつ () 円	
	又は1日 () 円		
理美容代	() 円	おむつ代	() 円
その他 (月額)	名 目		金 額
	.		() 円
	.		() 円
	.		() 円
	.		() 円
	.		() 円
	.		() 円
	.		() 円

6) 入居者の概要

現在の入居者の状態 (平成 年 月 日現在)	入居人数 (名) (男性 (名) 女性 (名))
	要介護1 (名) 要介護2 (名) 要介護3 (名) 要介護4 (名) 要介護5 (名)
入居に当たっての条件	
退居に当たっての条件	

「痴呆性高齢者グループホームの質の評価のあり方に関する研究事業」の概要

1 実施主体

特定非営利活動法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会

2 経緯

平成 11 年度、横浜市と全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会（協会の前身母体）が共同で、横浜市内の痴呆性高齢者グループホーム 12 ヶ所を対象に、ケアサービスの質の評価システム等に関するモデル事業（国の補助事業）を実施。

平成 12 年度は、平成 11 年度モデル事業の成果を踏まえ、全国規模で「痴呆性高齢者グループホームの質の評価のあり方に関する研究事業（国の補助事業）」を展開。

3 事業概要

○ 事業に参加するグループホーム

6 ブロック、76 ホーム（予定）

○ 事業のねらい

① 質の評価方法の確立

- ・グループホームのケアサービスを評価するための統一評価表と記入シート類の改良
- ・評価方法及び評価体制のマニュアルづくり

② 訪問評価員の育成

- ・研修カリキュラムづくり
- ・訪問評価員の公募
- ・研修会の実施

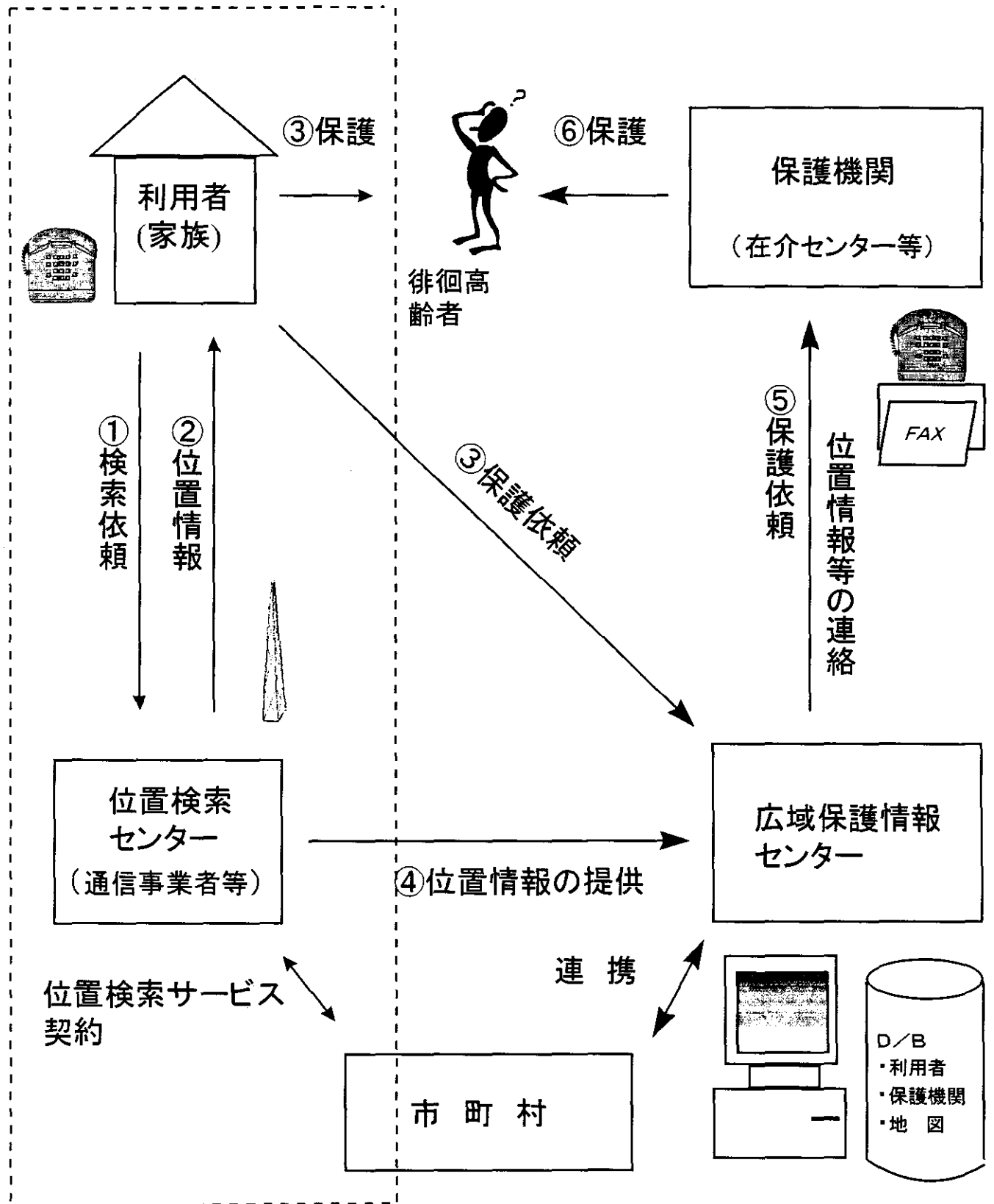
③ 全国規模での評価の実施

- ・地域のグループホームが共同で質の評価に取り組むための地域ブロックづくり
- ・ブロック毎の評価の実施
- ・評価を質の改善にいかすための仕組みづくり

○ 評価項目の構成

1 運営理念	5 運営体制
2 生活空間づくり（環境調整）	1) 事業の統合性
3 ケアサービスの管理	2) サービス提供体制
4 ケアサービスの提供	3) 入居及び退去に関する体制
1) 介護原則の実行	6 運営管理
2) 身辺介護 （食事、排泄、入浴、整容、睡眠・休息）	1) 人材の確保、育成
3) 生活支援サービス	2) 職員の就業環境
4) ホーム内生活拡充支援	3) 家政管理
5) 身体ケア／健康管理	4) 衛生・安全管理
6) 医療支援サービス	5) 入居者の金銭管理
7) 心身機能回復にむけた支援：機能訓練	6) 情報・文書管理
8) 地域生活の拡充支援	7) 情報の開示と保護
9) 入居者同士の交流支援	8) サービスの品質保証
10) 家族との交流支援	9) 家族との連携、家族サービス
	10) 地域との連携、地域サービス

高齢者ITケアネットワーク支援事業



徘徊高齢者家族支援サービス事業